

# 所得税還付等調査委員会調査報告書（概要版）

平成 23 年 11 月 25 日  
仙北市所得税還付等調査委員会

## 所得税還付等調査委員会 調査報告書（概要版）について

所得税不正還付等の問題について、市民の皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけしています。心よりお詫び申し上げます。昨年、国保調整交付金不正受給問題に続き、絶対不起きてはならない事案でした。重ねてお詫び申し上げます。

4月より税務業務に見識の深い県庁職員を市の調査局長に迎え、市長直属機関として所得税不正還付等調査局を立ち上げ、慎重に調査を行ってまいりました。当初は半年程度を見込んでいましたが、事案の深さと広さに調査が難航し、多くの時間を費やすことになりました。11月29日、所得税還付等調査委員会（委員長は

石山修副市長）と、所得税還付等調査市民検証委員会（委員長は佐藤明彦秋田銀行田沢湖支店長）から調査報告書を提出いただきました。このうち市民検証委員会からは、調査方法やそこから導き出された結論、今後の対策などについて妥当性を検証していただき、適正であるとの結論をいただきました。これを受け、11月30日開会の第7回仙北市議会定例会において、議会の皆様に報告書を提出させていただきます。

今号に掲載した報告書（概要版）は、これまでの調査結果を簡潔にまとめたものです。調査を進める中で追加調査項目となった軽自動車税の調定乖離、固定資産税の調定乖離等を除き、調査業務は終了しました。ただし調査局はこのま

ま継続し、残る税目（軽自・固定資産）についての調査を継続します。

今回の事案は、当時の職場で組織ぐるみに行われていたものと判断します。実行者はもちろんのこと、それを指示した、あるいは行わざるを得ないような環境を作り上げた、または黙認し、放置した上司の管理監督責任は非常に重く、年内にも仙北市職員事故等審査委員会が審議し、事実に基づき厳しい処分を下します。

市民の皆様には、本当に申し訳ない限りです。一刻も早く組織体制を整え、再発防止策を講じ、失った信頼を取り戻すことに全力を尽くします。

仙北市長 門脇光浩



所得税還付等調査委員会（委員長：石山修副市長）から門脇市長へ報告書が手渡されました

### 1. 調査対象期間

項番	調査項目名	調査対象年度									
		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1	個人住民税の繰越調定額の乖離について	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	所得税の不正な還付について						○	○	○	○	○
3	国民健康保険税の調定減額について		○	○	○	○	○				
4	個人住民税の不正な減額等について					○	○	○	○	○	
5	申告支援システムの事前データの内容の誤りについて					○	○	○	○		
6	軽自動車税の調定乖離について					○	○	○	○	○	
7	固定資産税の調定乖離等について					○	○	○	○	○	

### 2. 各種影響額

(単位：円)

項番	影響項目	影響額	影響区分				内過大受給	差引
			国	県	町	社会保険 診療報酬 支払基金		
1	所得税	2,985,601	2,985,601					2,985,601
2	町民税	3,445,947			3,445,947			3,445,947
3	県民税	1,600,069		1,600,069				1,600,069
4	国保調整交付金	15,263,000	15,263,000				15,263,000	0
5	基盤安定負担金	19,123	19,123				19,123	0
6	基盤安定負担金	9,313		9,313			9,313	0
7	療養給付費負担金	-7,233	-7,233					7,233
8	退職者医療交付金	209,126			209,126	209,126		9,285
9	交付税（収入額）	(調査中)	(調査中)			(調査中)		( 0 )
10	交付税（需要額）	(4,856,000)	(4,856,000)			(4,856,000)		0
11	国保特別会計	3,380,009		3,380,009				3,380,009
	合計	(31,768,188)	23,123,724	1,609,382	6,825,956	209,126	20,356,562	11,428,144

\* ( ) 内は暫定値である。すでに清算により県に払い込んだ県民税を含んでいない。

### 3. 主な調査の内容

#### (1) 個人住民税の繰越調定額の乖離について

決算書を作成するにあたり、翌年度に繰り越すべき未納額が、税務システム上と決算書数値上で異なっていたことが発見されたものです。  
また、秋田県に提出していた報告書と照合したところ、これらのいずれとも一致しませんでした。

#### ●未納の大小関係

##### 秋田県への報告

##### 税務システム

##### 決算書

調査の結果、本来秋田県に払い込むべき県民税の一部393万2787円を払い込まず、町民税の収入に計上していたことがわかりました。

また、秋田県に対しては、県民税の払込みが少なくなっている分を調整したうえで報告書を作成し、提出していたこともわかっています。

仙北市は平成23年9月28日に、この

不足していた分を秋田県に払い込んでいます。

#### (2) 所得税の不正な還付について

所得税の控除額を増加させた確定申告書を職員が作成して税務署に提出し、受け取ることでできる還付金を差し押さえて、主に国民健康保険税の滞納に入金していました。

滞納のあるご本人の分だけでなく、同じ世帯の滞納のないご家族の確定申告書も作成して還付金を差押えし、滞納となっている税に入金している例も明らかとなりました。

この行為には平成14年度以降17年度まで4名の職員が関わっていました。平成14年度以降に限れば、職員は源泉徴収票を入手するために必ずご本人またはご家族にお会いし、「源泉徴収票を提出してくれば、還付金が発生するので、その還付金を滞納に充てさせてもらいたい」などの説明を行っています。

ただし、当時の職員から事情聴取した内容から、平成12年分所得以前に関しては、納税者ご本人に全く無断で確定申告書を作成・提出し、還付金を差し押さえていた可能性ががあります。実際に確認可能な平成13～18年度

までを調査した結果、入力の際の誤りなどを含めて、87件で所得税額の一部136万8030円が不足に計算されていることがわかりました。

また、住民税についても、町民税が90件で46万1800円、県民税が90件で30万6500円、それぞれ不足に計算されていることがわかりました。

#### (3) 国民健康保険税の調定減額について

国民健康保険税の滞納がある方について、主に納付期間となる翌年の4月から5月にかけて、根拠なく課税額を減少させ、未納額を少なくする操作をしていたことがわかりました。

国からの調整交付金が減額されないようにするためには収納率93%を維持する必要がありますが、この収納率は実際に収入した額を全体の課税額で除して求められます。

このため、職員は控除額を増加させた確定申告書を作成して国民健康保険税に充てる還付金を増やして分子である収入した額を増やす一方、分母である全体の課税額を減らす操作をしていました。

平成10～14年度の期間を調査したところ、この、根拠のない減額など

によって過大に受け取っていた国からの調整交付金の額は、全部で1千526万3000円に上ることがわかりました。

さらに、国民健康保険税の課税状況は国からの交付税額算定の基礎数値として使われていますが、これが意図的にゆがめられてしまったことになりました。

本来の姿に戻した上で交付税額を算定した場合、少なくとも485万6000円の交付税を過大に受け取っていたものと予想されます。

#### (4) 個人住民税の不正な減額等について

調査の途中で発見されたものです。個人住民税が全く課税されていない例、本来の額より少なく課税されている例などが発見されています。また、滞納している方に限ってこのような例が見られるわけでもないようです。

職員に事情聴取したところ、所得税の修正申告書が提出された場合、過年度実績分は滞納になりやすいので住民税を課税しないよう、上司から指示を受けたという話がありました。また、担当者が替わった際にもこの指示は引き継がれたようです。

そのほかの例では、確定申告書の所得よりも低い所得で住民税が課税されている例や、当初は正しく住民税が課税されているが、後から根拠の見つからない減額が行われている例などがありました。

職員の事情聴取によっても、これらの点について説明はなく、また実際に誰が操作したかも不明であるため、実行者や指示の有無、動機などについては不明のままとなっています。

不正な住民税の減額の額は、平成12～17年所得で49件312万7816円(町民税225万747円、県民税87万7069円)に上ることがわかっています。

#### (5) 申告支援システムの事前データの内容の誤りについて

申告相談などで使用する「申告支援システム」を使用する際に参考とする「事前データ」の内容に誤りがあったという事例です。

調査の過程で発見されたものです。確定申告するとき、国民健康保険税は前年中に実際に支払った額を所得から控除できますが、事前データには実際に支払った額ではなく課税された額が取り込まれていて、申告相談の際に

申告支援システムを利用する職員もほぼ全員がこの事前データの数値で控除を行っていました。またこの結果、本来の所得・住民税額よりも少ない税負担となっている例が発見されています。

データの取り込みは、職員が、実際に保守するシステムエンジニアに取り込むデータを指示してシステムエンジニアが作業をしており、指示を出した職員やチェックを怠った職員、早期に対策を講じなかった職員に責任があると判断しています。

平成13～18年度までの期間を調査しましたが、平成13～16年度までの4年間で、所得税額で233件161万7571円、町民税額で260件73万3400円、県民税額で260件41万6500円が不足に計算されていたことがわかっています。

#### (6) 軽自動車税の調定乖離について

課税・収納された軽自動車税の額が、税務システムと決算書で異なり、決算書に計上されている額の方が少なくなっているというものです。

職員の事情聴取からは、システムで課税された額より少ない額を決算書に計上していた事実が明らかとなりました。

動機としては、決算書の見かけの収入率を取り繕うために長年にわたり行われてきたものと判断しています。

また、伝票などで確認したところ、収入額の一部は、他の税目、あるいは他の年度の税収に振り替えられていることがわかりましたが、発見されている伝票がすべてではないため確認は一部にとどまっています。

#### (7) 固定資産税の調定乖離等について

課税・収納された固定資産税の額が、税務システムと決算書で異なり、課税額では決算書に計上されている額の方が多くなっており、収納額では決算書に計上されている額の方が少なくなっているというものです。

当時の担当職員に事情聴取したところ、当時決算書に計上する調定額は係長クラス以上の職員が起票しており、原因について思い当たらないとのことでした。

平成12年度以前の決算で、決算書上の未納が実際より少なく計上されて繰越調定額が圧縮され、収入率が見かけ上大きくなっていった可能性があり、これを合併までに解消しようとして、現年分の未納を増やし、繰越調定額を意

図的に増やす操作をしていた疑いがあります。

平成13～14年度分の一部の帳簿からは、平成13年度に収入している固定資産税の一部が平成14年度の翌年度現年分の固定資産税収入に移されたと思われる形跡が見つかりましたが、その他の期間については帳簿の一部が見つかっていないため、確認ができていません。同様に他の税目または別の年度の税収入として計上されていたと見られます。

また、調査の中で過去に固定資産税が課税されていないと疑われる例が見つかりました。  
当時の職員に事情聴取しましたが、「当時、課税されていないことがわかってすぐに課税した記憶はあるが、なぜそれまで課税されていなかったのか、原因まではわからなかった」ということです。

※調査報告書(概要版)に記載されている影響額については、関係機関による精査により変動する場合があります。